

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

蓮田白岡久喜線	路線名
蓮田市大字黒浜字椿山二八二六番二地 先から同市大字黒浜字新切山三五三五番二九四地先まで	供用開始の区間
平成三十一年二月二十六日	供用開始の期日
平成三十一年二月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 二〇二・五〇メートル	備考